

投資的事業評価調書（新規）

部課室名	県土整備部 土木局港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 芝原 平 (菅野 晴行)	内線	4440 (4455)
------	-----------------	---------------------	----------------------	----	----------------

事業種目	港湾事業	事業名 明石港東外港地区 公害防止対策事業	事業区間 明石市中崎	総事業費	7.1億円
				内地補償費	-
所在地			事業採択予定年度	着工予定年度	完成予定年度
明石市中崎			平成17年度	平成17年度	平成20年度

事業目的	事業内容
<p>東外港地区公共ふ頭には-5.5m岸壁2バースと-3.5m物揚場があり、砂利・砂を中心とする鉱産品が取り扱われている。本港は中心市街地に隣接しており、直背後には明石市役所などの公的施設、マンション、民家、店舗、事業所が多数立地している。</p> <p>このため、砂利揚場の機能を東播磨港二見地区へ移転し、跡地を活用して再整備を図ることとしていたが、移転先における地元調整の状況や再整備計画の熟度等から、今後も当地区を相当期間砂利揚場として使用せざるを得ない状況となった。</p> <p>一方、公共ふ頭における砂利・砂等の荷役、運搬に伴って発生する粉塵の飛散により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しており、早期の対策が強く求められている。</p> <p>このため、当面の対策として、砂利・砂等による粉塵の飛散を防止し、背後住居等への影響を軽減して、快適な生活環境を創出する必要があり、防塵柵設置等の公害防止対策を行う。</p>	<p>【補助事業】 防塵柵 (H=7m) 580m (負担割合：国35%、県35%、事業者30%)</p> <p>【起債】 荷役設備 (ベルトコンベア) 1式</p> <p>【県単事業】 緑地 2,250㎡ 散水設備他 1式 (負担割合：県85%、市15%)</p>

評価視点	評価内容
(1) 必要性 安全・安心	当初予定していた機能移転が困難な状況になったことから、当面の対策として現位置において環境対策を実施し、住民の安心・快適な生活環境を創出する必要がある。
地域の活性化	年間約47万トン(近5ヵ年平均)の取り扱いがあり、神戸市西部、明石市周辺の建設材料の提供に寄与しており、当事業の実施による企業活動の継続が必要である。
快適性・ゆとり	淡路島へのフェリー乗り場があり、年間約96万人の乗降があるなど、人通りも多く、当事業の実施により、利用者の快適性の確保が必要である。 隣接して明石海峡大橋が眺望できる緑地もあり、良好な景観の創出が必要である。
その他	地元から早期整備の要望がある。
(2) 有効性・効率性 有効性	費用便益比 B / C = 4 . 4 背後に多数ある民家、店舗等への砂の飛散が防止され、事業執行による効果は大きい。
効率性	地元より対策の要望もあり、事業の執行環境が整っている。
(3) 環境適合性	防塵柵設置により、背後の民家、店舗等への砂飛散が防止され、周辺住民の生活環境が改善される。 緑地整備により淡路への玄関である港の景観が改善される。
(4) 優先性	背後に民家、事業所があるとともに、住民からの苦情も多く、早急に対策を講じる必要がある。